

平成 1 2 年 3 月 2 3 日

平成 1 0 年度ごみ処理行政に関する
包括外部監査報告書

包括外部監査人
弁護士 菊池捷男

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	
1 外部監査の種類 -----	1
2 包括外部監査のテーマ -----	1
3 テーマ選定の理由 -----	1
4 監査の対象課 -----	1
5 監査対象年度 -----	2
6 監査の方法 -----	2
7 監査期間 -----	2
8 監査の着眼点 -----	2
第2 外部監査の結果	
1 業務の所管 -----	3
2 業務—全体 -----	3
3 業務—直営部門 -----	5
4 業務—民間委託（収集車両の借上を含む。） -----	6
5 業務経費 -----	7
6 直営の事業所別監査（監査上指摘する問題のあるもののみ） -----	8
(1) 収集部門 -----	8
ア 岡南事業所および第2事業所 -----	8
(ア) 収集回数制限 -----	8
(イ) 超過勤務時間と超過勤務手当 -----	9
(ウ) 病気休暇（私傷病による休暇） -----	10
(エ) 業務主事（監督者）制度 -----	10
(オ) 収集車両への3人乗車 -----	10
(カ) 収集車両の大きさ -----	11

イ 粗大事務所	-----	1 1
(ア) 仕事の内容	-----	1 1
(イ) 収集回数	-----	1 2
(ウ) 応援態勢	-----	1 2
ウ 足守分室と西大寺支所衛生課	-----	1 2
(2) 処理、処分部門	-----	1 2
ア 岡南環境センターおよび当新田環境センター（焼却場）	-----	1 2
イ 山上埋立管理事務所—不燃ごみ、粗大ごみ	-----	1 2

第3 意見

1 労働慣行の是正と民間企業への委託	-----	1 3
2 委託料の見直し	-----	1 6
3 その他	-----	1 6

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 包括外部監査のテーマ

家庭系一般廃棄物（ごみ）の収集及び処分について

3 テーマ選定の理由

岡山市の家庭系一般廃棄物（ごみ）（以下「ごみ」という。）の収集及び処分は、市民の税金等の公費でなされている。その総経費は平成10年度で128億円余を要しており、今後も経費は増大することが予想される。地方公共団体におけるごみ処理については、多くの都市でも問題となっており、一般に、直営である場合のコストは、民間事業者へ委託したときのコストに比べ大きいと言われているが、岡山市の場合はどうのような状況であるのか。岡山市の財政事情は年を追うごとに厳しくなっている様子であり、法適合性、相当性及び経済的効率性を考慮した事業の管理運営がなされているかは、岡山市民にとっては関心のある問題であると思われる。そこで、これらの観点からこのテーマを選定した。

4 監査の対象課

環境事業局 業務部 環境総務課

ごみ減量課

第2事業所（足守分室、粗大事務所を含む。）

岡南事業所

施設部 環境施設課（山上埋立管理事務所を含む。）

東部クリーンセンター建設事務所

岡南環境センター
当新田環境センター
西大寺支所 衛生課

5 監査対象年度

平成10年度（監査上必要に応じ、平成6年度から5年間）

6 監査の方法

監査は、監査対象課での予備調査に始まり、監査の対象部課における人件費、需用費、委託料、旅費、補助金等の支出についての財務関係の諸帳簿及び証拠書類との照合、業務現場の実査等通常実施すべき監査手続の他、関係課での証拠書類との照合や複数の都市への出張による調査、直営と民間企業での収集車両への体験乗車などを実施した。

7 監査期間

平成11年10月1日～平成12年2月29日

8 監査の着眼点

(1) 法適合性

包括外部監査は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び事業の管理を監査するものである。事務の執行や事業の管理は、法律、政令、条例、規則などの法規に適合したものでなければならないことは言うまでもない。したがって、本監査の第1の着眼点は、違法性の有無である。岡山市のするごみの収集と処分の事業において、違法な財務事務の処理や事業の管理はないか、ということである。

(2) 相当性

第2の着眼点は不当性の有無である。違法とまでは言えないが、相当性

を欠き、岡山市に損害を与えてはいないかという点である。

(3) 経済性

第3の着眼点は、経済性があるかである。合法かつ相当であっても、事務の執行や経営の管理に経費の無駄使いはないか、経費の節約ができないか、という点である。

第2 外部監査の結果

1 業務の所管

- (1) ごみの収集は、本庁ではごみ減量課が主管し、事業所として岡南事業所、第2事業所、粗大事務所、足守分室がある。西大寺地区は西大寺支所衛生課がごみの収集をしている。
- (2) ごみの処分は、本庁では環境施設課が主管し、中間処理場である焼却場として岡南環境センター、当新田環境センターがあり、最終処分場である埋立場として山上最終処分場がある。また、資源選別のため新保資源選別所と東部資源選別所がある。
- (3) 平成13年度からは、新しい焼却場である東部クリーンセンターが稼働することになっており、平成14年度からは、山上最終処分場での埋立容量が100%になることが見込まれているため、隣接地が次の埋立場として予定されている。

(以上の流れは資料の組織図とフローシートを参照)

2 業務一全体

(1) ごみの収集

ア 収集地区一岡山市全域

- (ア) 直営地区（岡山市が直営でごみを収集している地区）一旧岡山市街地の一部、旧足守町、旧西大寺市の一部

(イ) 借上地区（岡山市が民間業者から車両及び作業員を借り上げてごみの収集をしている地区）

(ウ) 委託地区（岡山市が民間の業者に委託して民間の業者がごみの収集をしている地区）

（地区は資料の地図を参照）

これらの地区での平成10年度の年間ごみ収集量は、次のとおりである。

直営、借上、委託のごみ収集量（トン）

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源化物	合計
直営	69,761.60	6,513.19	8,038.54	4,000.25	88,313.58
借上	40,010.46	7,357.93	—	3,343.71	50,712.10
委託	22,753.39	4,288.58	2,759.40	2,600.96	32,402.33
合計	132,525.45	18,159.70	10,797.94	9,944.92	171,428.01

イ ごみの種類と収集回数

- 可燃ごみ 毎週2回（月木コースと火金コース）
- 不燃ごみ 毎月1回の地区（プラスチックを燃やせるごみとして扱う地区）と2ないし3回の地区（プラスチックを燃やせないごみとして扱う地区）
- 粗大（大型）ごみ 年2回ないし3回（直営地区）
年3回ないし4回（委託地区）
- 資源化物 月1回
- 廃乾電池・体温計 月1回

ウ 収集の方法

収集車両が収集地区内のすべてのごみステーションを巡回し、そこに集積されたごみを、収集車両に乗せて、可燃ごみについては焼却場、不燃ごみについては山上最終処分場、粗大ごみについては、地域によりあるいは物により焼却場または最終処分場、資源化物および廃乾電

池・体温計は資源選別所（一部は民間企業）へそれぞれ運搬している。

(2) ごみの処分

ア 処分方法と処分施設

(ア) 中間処理

焼却処理 可燃ごみ 破碎された粗大ごみ

資源選別 資源化物

(イ) 最終処分

埋立処分 不燃ごみ、粗大ごみの一部（88%）、焼却残さ

民間業者への処理委託 資源化物（古紙、古布、カン、ビン、ペットボトル）

廃乾電池・体温計

イ 処理、処分施設の管理

焼却場、資源選別所、最終処分場はすべて直営

ウ 処理、処分業務

焼却場（但し、一部運転管理業務は除く。）は直営、山上最終処分場は、埋立工程の前段を直営、後段を民間委託業者がしている。同所は平成7年度に埋立を開始したが、すでに計画の60%の埋立が完了し、平成14年度中か遅くとも15年度中には埋立が完了することが見込まれている。それ以後は隣接する山上新最終処分場に埋め立てられることになる。資源選別所はほとんどが民間委託である。

3 業務一直営部門

(1) ごみの収集

収集を担当する事業所、事業所の職員数、収集車両数等は次頁のとおりである。

	岡南事業所	第2事業所	足守分室	粗大事務所	西大寺支所衛生課 (ごみ)	合計
現業職員数	96人	104人	9人	25人	25人(ごみし尿の相互応援)	259人
(一般職員数)	(6人)	(6人)	(-)	(1人)	(2人)	(15人)
計	102人	110人	9人	26人	27人	274人
直営にかかる監督者数	8人	9人	1人	3人	4人	25人
稼働車両(通常1日)	30台	35台	3台	6台	6台	80台
超勤扱い平均月台	62台	115台	4台	37台	36台	254台

4 業務—民間委託(収集車両の借上を含む。)

(1) ごみの収集

ア 委託業者との契約方法

委託業者は5社

借上業者は2社

それぞれ随意契約によって契約をしている。

イ 委託料、借上料の決定方法

岡山市が定める設計価格を基礎として、予定価格を設定し、委託業者、借上業者の見積り合わせにより決められている。設計価格のうち、人件費部分については岡山市の収集担当職員にかかる人件費である一人当たり年間6,828,000円を採用している。

(2) ごみの処分(最終処分である埋立の工程の後段部分)

ア 委託業者等との契約方法 指名競争入札

イ 委託料の決定方法

岡山市が定める設計価格を基礎として予定価格を設定し、業者間の競争入札で決められることになっている。この場合の設計価格のうちの人件費は、岡山市の直営にかかるごみ処分事業の人件費ではなく、

公共事業における人件費が基礎となっている。

入札は従前から実施しているが、平成7年度からは、毎年3業者が入札し、この3業者が順番で落札している。委託業者は毎年交代しても、現場で働く者や重機は交代していない。

5 業務経費

(1) ごみ処理関係決算の推移

ア ごみ処理経費推移（施設整備部門は除く。）

	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
ごみ処理経費(千円)	7,464,460	7,378,192	7,601,717	7,731,246	7,932,832
一般会計決算(千円)	207,589,888	219,435,307	226,388,541	233,354,707	228,820,674
ごみ処理経費占有率(%)	3.60	3.36	3.36	3.31	3.47
対前年比(%)	107.71	98.84	103.03	101.70	102.61

イ ごみ収集経費直営、委託等比較（資源化物等は除く。）

	項目	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
直営	所要金額(千円)	2,087,042	2,040,782	2,024,198	2,019,538	2,047,091
	収集量(トン)	84,203.8	78,548.1	80,109.0	82,572.5	84,213.8
	トン当り経費(円)	24,786	25,981	25,268	24,458	24,308
借上	所要金額(千円)	691,996	658,316	672,418	687,511	703,397
	収集量(トン)	44,368.1	41,024.7	42,780.2	45,879.7	47,368.4
	トン当り経費(円)	15,597	16,047	15,718	14,985	14,849
委託	所要金額(千円)	427,314	437,356	465,895	400,628	415,022
	収集量(トン)	24,805.2	24,770.1	26,697.2	28,498.8	29,801.4
	トン当り経費(円)	17,227	17,657	17,451	14,058	13,926
全体	所要金額(千円)	3,206,352	3,136,454	3,162,511	3,107,677	3,165,510
	収集量(トン)	153,377.1	144,342.9	149,586.4	156,951.0	161,383.6
	トン当り経費(円)	20,905	21,729	21,142	19,800	19,615

(注) 直営の上記トン当たり経費は、職員の退職金や収集車両償却費等が考慮されていないのでこれを入れると、さらに約3,000円経費が増大し、実質的には直営の経費は委託の経費よりも2倍近いものになる。なおこの数字でも、直営と委託を比較したことにはならない。この数字は委託地区における経費と直営地区における経費の比較でしかないからである。運搬距離の短い直営地区での収集コストと、運搬距離の長い委託地区や借上地区の収集コストを比べるには、地域差による修正を加えるべきであろう。そうすれば、直営による場合の経費は、委託による場合の経費よりさらに大きなものになるであろう。

(2) 人件費、特に超過勤務手当

収集部門の一人当たりの年間給与賞与諸手当（超過勤務手当は除く）の合計額は7,101,000円であり、超過勤務手当を含めると一人当たり7,523,000円となる。詳細は資料のとおりである。

6 直営の事業所別監査（監査上指摘する問題のあるもののみ）

(1) 収集部門

ア 岡南事業所および第2事業所

(ア) 収集回数制限

収集担当職員の勤務時間は、午前中は4時間、午後は3時間45分、合計7時間45分間であるが、岡山市は労働組合との間に確認書を取り交わして、勤務時間内の収集回数に上限を設け、可燃ごみの収集をする月木コースは1日5回、火金コースは1日6回、不燃ごみの収集をする水曜日は1日4回とする、と定め、それ以上の収集はしないことにしているため、収集業務は、平均して午前中は10時前後に終え、午後は3時すぎには終え、平均収集時間は5時間に満たないものになっている。収集をしない時間は「待機時間」と呼ばれているが、「待機時間」は、職場内で、事実上、個々の職員の自由な時間として消費されている。このため、勤務時間内にゴミ

を収集し切れないことが多く、残されたごみは、収集担当の職員の時間外の超過勤務によって収集され、超過勤務手当が支給されているが、勤務時間内の収集回数を制限することなく、収集を続けておれば、勤務時間内にほとんどのごみは収集でき、超過勤務の必要性はほとんど無くなることになる。なお、ごみ収集部門における時間外の超過勤務手当支給総額は平成10年度1年間で107,761,000円になっている。

(イ) 超過勤務時間と超過勤務手当

- a タイムレコーダーその他勤務時刻を正確に記録するものがないため、超過勤務時間は、午後4時15分からごみ収集に出た最後の収集車両が事業所に帰着した時刻に、後かたづけや入浴などに要する時間として60分を加えた時刻までとし、これを超過勤務した全職員の超過勤務時間としている。なお、足守分室も同じであるが、西大寺支所衛生課は、最後の収集車両が事業所に帰着した時刻に45分を加えた時刻までとされている。この基準は不明朗であり事業所間でも統一がとれていない。各事業所とも収集車両の事業所への帰着時刻は収集職員が運転日報に記載すべきことになっているがこれがほとんどなされていないこと、収集担当職員の退勤時刻が確認されていないことからこのような扱いになっている。
- b 超過勤務で収集作業を2回したときは、超過勤務した職員全員につき一律5時間超過勤務した扱いにされ、5時間分の超過勤務手当が支給されている。このような扱いは、ダブル（もともとは2回収集に出るという意味で使われたものである。）と呼ばれている。正味2時間にも満たない収集業務に対し、5時間分の超過勤務手当を支給するダブルは、平成10年度、岡南事業所で4回、第2事業所で13回あった。なお、足守分室では2回あり、西大

寺支所衛生課では認められなかった。ダブルのうち実際の労働の対価でない金額は合計7,000,113円になっている。

(ウ) 病気休暇（私傷病による休暇）

岡南事業所で6.1%、第2事業所で5.9%の病気休暇率が認められた。ちなみに、粗大事務所の病気休暇率は1.1%であった。なお、民間委託会社においては、ほとんどが年次有給休暇を利用しているため、私傷病を理由にした休暇はない模様である。

病気休暇の原因である私傷病については診断書が提出されている。診断書の内容については、何らのチェックもなされていないのが現状である。病気休暇があっても、年間勤務日数が68日で給与、賞与などの収入が680万円、107日で670万円、128日で925万円、140日で814万円を得ている職員がいる等、給与、賞与にほとんど影響のない給与体系になっている。

(エ) 業務主事（監督者）制度

岡南事業所では収集車両30台に対し、監督者が8名、第2事業所は、収集車両35台に対し監督者が9名いる。監督者の仕事は収集地区内の巡回によるごみ量の把握、収集コースの図表の作成、各収集車両への指示等の事務であるが、民間委託業者の場合、1社が、金曜日に限って、一人の者にパトロールによる監督をさせているだけで、その他に監督者はいない模様である。

前述のダブルで、両事業所合わせて32台の収集車両が出、14台の監督車両（監督者は14名）が出ているケースがあった。

(オ) 収集車両への3人乗車

収集は収集車両に運転者を含めて3人が乗車し、3人でしている。3人乗車の理由は、直営の収集地区は委託、借上地区に比べ交通事情が悪いこと、直営地区のごみステーションが委託地区ほどは整備されていないこと、商店街については開店の午前10時

までに収集を終えておかなければならないこと等と説明されている。収集車両への3人乗車は、厳格に行われており、そのため、収集にあたる職員の1人が休み、2人しか収集車両に乗れない状況になると、その収集車両は収集の仕事に出ないことになる。ただ、西大寺支所衛生課ではこのような場合でも2人だけで乗車をして収集をしている。

なお、借上地区や委託地区での収集は収集車両に運転者を含め2人が乗車して2人でしている。

直営の3人乗車については、必要性判断のため、包括外部監査人の補助者による体験乗車、他都市での調査等を含め注意深く調査をした。添付資料の中の補助者の報告書を参照せられたい。他の地方公共団体も、直営は、3人乗車が多いが、全国的には2人乗車の方向に進む傾向にある。

(カ) 収集車両の大きさ

可燃ごみの収集車両はすべて2トンパッカー車である。委託業者と借上業者は大半が3トンパッカー車か4トンパッカー車である。2トン車より3トン車または4トン車のほうが収集効率は高い。岡山市が2トンパッカー車を使用するのは直営地区の交通事情が悪いこと等を理由としているが、直営地区全域について2トンパッカー車でなければならない理由は認められず、多くのごみステーションでは3トン車または4トン車の使用が可能であることが認められた。

イ 粗大事務所

(ア) 仕事の内容

粗大事務所は、粗大ごみの収集をしているが、粗大ごみのうち不燃粗大ごみ（全体の81%）は山上最終処分場に、可燃粗大ごみ（全体の19%）は岡南環境センターに運搬される。

(イ) 収集回数

粗大ごみの各ごみステーションでの収集は、規則では、年3ないし4回とされているが、実際にはほとんどが年2回、一部について年3回しかできていないのが現状である。最終処分場が市街地中心部に比較的近い場所にあった時期は、年3ないし4回の収集ができたが、平成7年に最終処分場が山上に移転した結果、収集車両の移動時間が格段に長くなったため、年2ないし3回になったとのことである。

(ウ) 応援態勢

以前、人手不足から隣接する第2事業所に応援を要請したとき、第2事業所と粗大事務所間の横の連絡、協力の体制がなく、応援を受けることが出来なかったことがあった模様である。協力体制がないという問題は現在も未解決である。

ウ 足守分室と西大寺支所衛生課

岡南事業所および第2事業所と同じ問題がある。

ただ、西大寺支所衛生課については、収集担当職員が2人しか揃わないときは、2人乗車で収集の業務をしていること前述のとおりである。

また、収集に応援が必要なときは、し尿担当の職員の応援が得られている状況にある。

(2) 処理、処分部門

ア 岡南環境センターおよび当新田環境センター（焼却場）

休憩時間中の搬入禁止

午前11時30分から12時30分まではごみの搬入を認めていない。他都市では個々の職員の休憩時間に差を設けることによって、焼却場としては休み時間のない運営をしているところがある。

イ 山上埋立管理事務所—不燃ごみ、粗大ごみ

ここも昼休みのごみの搬入を認めていない。

第3 意見

1 労働慣行の是正の必要性と民間企業への委託

- (1) 岡山市は、直営のごみ収集業務で、実際にした超過勤務時間を無視した過大な超過勤務手当を支給している。この過大な超過勤務手当の支給は、通常勤務の後の超過勤務で2度収集をしたときになされており、「ダブル」と呼称されている。ダブルという言葉は、2度収集したという意味で使われたものであるが、一面で、5時間分の違法な超過勤務手当を支給することを意味している。「ダブル」のうち、違法な支給額は、平成10年度だけで700万円余になっている。これが法規に違反することは明らかである。
- (2) 岡山市は、収集業務において、労働組合との間で収集回数の定めをしている結果、約束の回数だけを収集した職員は、その余の時間を、することもなく持て余している実状にある。岡山市当局は、この収集業務をしない時間を、「待機時間」と称しているが、「待機時間」は、1日2ないし3時間、ときにはそれ以上になる。岡山市が合理的な理由もなく収集回数を制限するのは、相当性を欠き、極めて不当で、違法の疑いすらある。岡山市は、収集回数の制限をすぐにも撤廃すべきである。回数制限が無くなれば、その他が変わらなくとも、時間外の超過勤務の必要性はほとんどなくなるものと考えられる。
- (3) 岡山市直営の収集業務では、病気休暇率が極めて高い。特に、岡南事業所と第2事業所には問題がある。この両事業所は、職員数が100名を超える。管理責任者の管理能力を超えているのかもしれない。病気休暇等で1年のうち半分以上を休んでも800万円、900万円の収入を得ている者もあり、病気休暇を取得しても給与、賞与にはほとんど影響がないことや、医者の安易な診断書の作成が原因になっている疑いがある。感冒と胃炎で3日間あるいは5日間の自宅療養を要するというような内容の診断書が実に多い。風邪や胃炎のため結果的に3日間あるいは5日間仕事を休ん

だという場合なら理解できるが、休む前の段階で、常に今後3日間あるいは5日間勤務が出来ない状態であると言えるのか等に疑問を持つものである。この診断書を添付してする病気休暇の申請については岡山市も無条件で認めているのが現状で、何らかの改善策を講ずる必要がある。

(4) 収集車両への3人乗車については問題が多い。

まず必要性であるが、包括外部監査人補助者の報告書にもあるとおり、資源化物の一部（ビン、古紙、古布）の収集の場合を除いてその必要性はないと言わざるを得ない。ビン、古紙、古布の収集も、民間の委託業者と同様、2人でも可能であると思われる。3人乗車制を廃止して2人乗車制にするだけで、経費的には、ごみ収集職員の人件費は3分の2になるが、この3人乗車制は、単純な経費の問題だけではない。西大寺支所衛生課の職員を除いて、他の事業所では、収集担当の職員が2人しか揃わない場合は、その収集車両は収集作業には出ない状況にあることが大問題である。岡山市当局も収集担当職員も、3人乗車をあたかも既得権でもあるかのようになっているとしか思えない。民間委託業者は通常の業務が2人乗車であり、同じ岡山市の職員である西大寺支所衛生課の職員も2人しか揃わない場合は2人乗車で収集に出ているのであるから、3人揃わないと収集業務が出来ないわけではなく、2人では収集に出ないという現状は極めて不当であるだけでなく、違法の疑いもある。

(5) 監督者の数が多すぎるのも問題である。超過勤務のとき32台の収集車両に対し14台の監督車両が出動しているが、必要性に疑問があるし、必要性があったとすれば、これほど多数の監督者を必要とする収集業務のあり方に疑問を持たざるを得ない。不経済であること言うまでもない。

(6) 以上に指摘した収集業務でのあり方は、私企業では決して見られないものと思われる。これらのあり方は、ひとつの労働慣行となり、既得権的なものになり、長年にわたって労使ともこれに安住しているように思われる。勤務時間中まだ複数回も収集できる時間があるのにしない、させない、3

人にならないと収集作業には出ない、出させない等は、一般の人の理解を得ることは到底出来ないものと思われる。これらの労働慣行から生ずる岡山市の財政負担は到底無視しうるものではない。岡山市は直営地区の収集業務を民間に委託した場合を想定して、現在の直営のコストと民間に委託した場合のコストを正確に比較し、市民に公表すべきであろう。そうすれば、直営事業がいかにか無駄が多いかが分かり、無駄を省く方法が見いだされることと思われる。

- (7) 岡山市は、今後、直営事業における以上に述べた労働慣行を打破し、委託業者と同じ程度の費用対効果をあげるよう努めるべきであろう。すなわち、岡山市は、まず収集業務における収集回数を制限する扱いを撤廃すべきである。これをすれば超過勤務の必要性がほとんどなくなることは既に述べた。真に超過勤務の必要が生じたときも、「ダブル」と呼ばれる超過勤務手当の違法な支給は論外である。続いて、3人乗車を2人乗車とすべきである（一部につき3人乗車制を残すとしても、ビン、古紙、古布の収集の場合に限られるべきであろう。）。これをするると経費の節減にとどまらず、2人しか揃わないから収集に出ないなど、それだけで勤労意欲に影響を与えるような民間では信じがたい現象はなくなることになる。また、監督者の数も民間企業を見習い、必要最小限にするべきであろう。病気休暇については、効果的な改善策を早急に考えるべきであろう。そうでないと、年次有給休暇も満足に取らず勤務日数の9割以上の勤務をしている者その他勤務日数の多い職員（このような職員の方がはるかに多い。）には不公平であるだけでなく、次のような悪循環をかなりの程度断ち切れられると思われる。すなわち、病気休暇取得者が多い。収集担当職員が予定どおり確保できなかつたり、収集車両に乗車する人数が3人揃わない場合が生ずる。予定していた収集車両数が稼働しない。予定の収集が勤務時間内に完了しない。超過勤務の必要性が生ずる、当然多数の監督者も出る。結果として多額の財政負担となる、といった悪循環である。

岡山市はその他に、収集担当職員に、事業所への帰着時刻を運転日報に記載する等のきまりを励行させるべきである。

また、焼却場や処分場の昼休みの受け入れを認めるなど他都市でしていることは岡山市でもできるはずである。これができると、ごみの収集と運搬が、特に民間委託業者においてスムーズにでき、ひいては経費節減に通ずることになる。

- (8) 岡山市がこれまでの労働慣行を是正するには、全く新たな発想の下での妥協のない決断と実行力が要求されるものと思われる。部分的な手直しでは、現状の既得権化した労働慣行はなくなり、また、岡山市当局、職員双方の意識の改革なくして労働慣行の是正はできないと思われる。

思うに、今日ある労働慣行は、岡山市当局と労働組合との間でごみの収集回数を制限したところに端を發しその後の時間の経過の中で形成されたものではなかろうか。あるいは、ごみ収集回数に制限を設けることとなった労使の姿勢に端を發したというべきかもしれない。まだ何回か仕事をすする十分な時間があるのに、一定の回数をしたらその後は仕事をしない、させないという労働慣行は、そのこと自体、職員から勤労の意欲を奪っているとはいえないであろうか。病氣休暇率が異常に高いのもそこに原因があるように思われる。3人揃わないと仕事に出ないという風土を作ったのも、その延長線で考え得る。ダブルと呼ばれる違法な超過勤務手当での支給もこのような労働環境があったから生じたのではなかろうか。

ともあれ、今まで述べた現在の労働慣行からの脱却は、岡山市当局、職員、市民のいずれの立場からも、緊急になされなければならないことと思われる。もし、これらの労働慣行が是正できないときは、ごみ収集はすべて民間企業に委託すべきであると考える。

2 委託料の見直し

民間委託や借上にかかる収集委託料及び借上料は、岡山市の計算する設計

価格を基準にしているが、その基礎に直営にかかる収集担当職員の月額給与の額等がそのまま採用されている。この額は、見直しが必要であると思料せられる。

3 その他

以上述べた以外には、違法性、不当性の問題は見い出せなかった。

以上